

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 2 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

子育て支援員の養成について

子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施されている小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点及び利用者支援事業等については、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる子育て支援員の確保が重要です。とりわけ、保育分野については待機児童対策として、保育の受け皿拡大を進めているところであり、保育の担い手を確保するとともに保育士の業務負担の軽減に資する積極的な人材確保を行う必要があることから、下記のとおり、子育て支援員研修の積極的な実施について配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

記

平成 25 年 4 月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿拡大を進める中、保育の担い手となる人材を確保することが喫緊の課題となっており、保育士の処遇改善や新規資格取得者の確保、離職者の再就職支援など、人材確保のための総合的な対策を講じているところであるが、保育における労働力需要の増加に伴い、多様な人材を活用し、保育の担い手を確保するとともに、保育士の業務を補助する者を配置することにより、保育士の勤務環境の改善を図る取組が重要となっている。

小規模保育事業や家庭的保育事業といった地域型保育事業及び一時預かり事業における保育従事者等については、子育て支援員研修の受講を通じて、必要となる知識や技能等を修得するとともに資質の確保を図ることが必要である。

また、保育士の更なる勤務環境の改善を図るため、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化など、一部保育士に代えて子育て支援員研修を修了した者等を配置できることとするともに、平成 27 年度補正予算並びに平成 28 年度当初予算及び補正予算に計上している保育補助者雇上支援においては、当該保育補助者は子育て支援員研修など一定の研修を受ける必要があることとしており、保育所等において多様な人材の活用が求められている中、保育の質を確保するためには、子育て支援員研修の修了が必要不可欠となっているところである。

放課後児童クラブについても、平成 26 年 7 月に策定した「放課後子育て総合プラン」において、平成 31 年度末までに約 30 万人分を新たに整備することとしており、担い手となる放課後児童支援員及び補助員を確保する必要があり、補助員については子育て支援員研修の修了を推奨しているところである。

こうした中、子育て支援員研修を実施していない地方公共団体又は基本研修のみ実施している地方公共団体も見受けられ、地域の実情やニーズに対して十分な子育て支援員の養成ができていない地域があるのが現状となっている。今後も、子育て支援員に対するニーズが一層高まることが考えられることから、保育所及び地域型保育事業並びに放課後児童クラブにおける従事者等の充足状況などから必要な養成数等を把握した上で、子育て支援員研修を積極的に実施することにより、子育て支援員の養成を図られたい。